

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和2年10月6日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県

2 事業の種類

坂出都市計画道路事業3・3・9号富士見町線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県坂出市本町1丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
3496番31	宅地	宅地	393.13	393.13	393.13	なし

4 土地所有者の氏名及び住所

持分198万6304分の2万2068

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）安藤千代子（最後の住所 香川県坂出市横津町3丁目2番11号）の相続人

住所 不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した日

令和2年9月30日